

交付規定様式等

- 様式第 1 交付申請書（第 5 条関係）
 - 別紙 1 実施計画書
 - 別紙 2 経費内訳
- 様式第 2 変更交付申請書（第 6 条関係）
- 様式第 3 交付決定通知書（第 7 条第 1 項関係）
- 様式第 4 変更交付決定通知書（第 7 条第 1 項関係）
- 様式第 5 計画変更承認申請書（第 8 条 第三号関係）
- 様式第 6 中止（廃止）承認申請書（第 8 条 第四号関係）
- 様式第 7 遅延承認申請書（第 8 条 第五号関係）
- 様式第 8 事業計画等変更決定通知書（第 8 条 第六号関係）
- 様式第 9 遂行状況報告書（第 8 条 第七号関係）
- 様式第 1 0 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
（第 8 条 第十一号関係）
- 様式第 1 1 取得財産等管理台帳（第 8 条 第十四号関係）
- 様式第 1 2 完了実績報告書（第 1 1 条関係）
- 様式第 1 3 年度終了実績報告書（第 1 1 条関係）
- 様式第 1 4 交付額確定通知書（第 1 2 条関係）
- 様式第 1 5 精算払請求書（第 1 3 条第 2 項関係）
- 様式第 1 6 事業継続実績報告書

公益財団法人 日本交通公社
会長 末永 安生 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和元年度国立公園等資源整備事業費補助金
（野生動物観光促進事業）交付申請書

国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）間接補助金の交付手続き等に係る交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請いたします。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 金 円
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 3 補助事業に要する経費
別紙2 経費内訳のとおり
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定の日 ～ 年 月 日
- 5 その他添付書類
 - (1) 申請者の概要がわかる資料
 - (2) その他必要な資料

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

2 交付申請前にすでに提出されている書類については添付の省略を可とする。

実施計画書

1. 事業実施者

事業実施代表者	氏 名 役 職 所 在 地 TEL/FAX/E-mail	
事業実施担当者 *財団との連絡窓口	氏 名 役 職 所 在 地 TEL/FAX/E-mail	
共同事業者 *共同で事業を行う場合 のみ	氏 名 役 職 所 在 地 TEL/FAX/E-mail	

2. 事業の概要

事業名	
事業の主たる実施場所	
対象とする事業の項目	※交付規程別紙1の2. ①～③で対象の事業の項目を記載すること。複数選択可。
事業の背景・目的	
事業の内容	※野生動物に対する配慮は当該項目に記載すること。

<p>事業の開始及び完了予定年月</p>	<p>※補助事業終了後も継続して事業を実施する場合（複数年度計画の補助事業）は、その期間も含めて記載すること。</p> <p>※対象とする事業の項目で③に該当する事業を実施する場合は複数年度計画の補助事業として申請すること。</p> <p>※複数年度計画の補助事業の期間の上限は3年程度とする。事業を実施する期間だけでなく、その成果や効果を把握する期間を含めて、適切な期間を想定し実施計画を策定すること。</p> <p style="text-align: center;">交付決定の日～令和〇年〇月〇日</p>
<p>事業実施に関連する事項</p>	<p>※補助事業遂行上、関連する法令・規制、必要な許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項について記入する。</p>

3. 事業の計画

(1) 補助事業期間（令和元年度）の事業計画

<p>補助事業期間に行う事業内容</p>		
<p>目標とする成果</p>	<p>※交付規程別紙1の4.をもとに本事業で目標とする成果について記載する。可能な限り数値で表すこと。</p>	
<p>期待される効果・波及効果</p>	<p>※交付規程別紙1の4.をもとに本事業で期待される効果・波及効果について記載する。可能な限り数値で表すこと。</p>	
<p>事業実施スケジュール概要</p>	<p style="text-align: center;">年月</p>	<p style="text-align: center;">事業内容</p>

(2) 複数年度計画期間（令和2年度以降）の事業計画

※複数年度計画の補助事業の場合のみ

<p>複数年度の補助事業期間に行う事業内容</p>		
<p>目標とする成果</p>	<p>※交付規程別紙1の4.をもとに本事業で目標とする成果について記載する。可能な限り数値で表すこと。</p>	
<p>期待される効果・波及効果</p>	<p>※交付規程別紙1の4.をもとに本事業で期待される効果・波及効果について記載する。可能な限り数値で表すこと。</p>	
<p>事業実施スケジュール概要</p>	<p>年月</p>	<p>事業内容</p>

経費内訳

(単位：円)

(1) 補助対象経費の区分	(2) 補助事業に要する経費（総事業費）	(3) 補助対象経費の額（交付申請額）	(4) 積算内訳	備考
人 件 費				
業 務 費	1. 諸謝金 2. 旅費 3. 備品費 4. 消耗品費 5. 印刷製本費 6. 通信運搬費 7. 借料及び損料 8. 会議費 9. 賃金 10. 雑役務費 11. 資材購入費			
合 計				

様式第2（第6条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人日本交通公社
会長 末永 安生 殿

住所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和元年度国立公園等資源整備事業費補助金
（野生動物観光促進事業）変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）について、下記のとおり交付申請を変更したいので、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）間接補助金の交付手続き等に係る交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助金変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由
（注）具体的に記載する。

- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。
 - 3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

令和元年度国立公園等資源整備事業費補助金
（野生動物観光促進事業）交付決定通知書

補助事業者

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）については、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）間接補助金の交付手続きに係る交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人 日本交通公社 会長 末永 安生 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
補助事業に要する経費 金 円
補助金の額 金 円
- 3 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、令和 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、野生動物観光促進事業実施要領（平成31年3月27日 環自野発第1903273号）、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）交付要綱（平成31年3月27日 環自野発第1903273号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第8条第十号ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 7 令和 年度国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

令和元年度国立公園等資源整備事業費補助金
（野生動物観光促進事業）変更交付決定通知書

補助事業者

令和 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）については、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）間接補助金の交付手続きに係る交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人 日本交通公社 会長 末永 安生 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助事業に要する経費	金	円	変更前補助金の額	金	円				
変更後補助事業に要する経費	金	円	変更後補助金の額	金	円				
増	減	額	金	円	増	減	額	金	円
- 3 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、野生動物観光促進事業実施要領（平成31年3月27日 環自野発第1903273号）、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）交付要綱（平成31年3月27日 環自野発第1903273号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第8条第十号ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 7 令和 年度国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

公益財団法人日本交通公社
会長 末永 安生 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

令和元年度国立公園等資源整備事業費補助金
（野生動物観光促進事業）計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）の計画を下記のとおり変更したので、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）間接補助金の交付に係る交付規程（以下「交付規程」という。）第 8 条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の完了予定期日
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響

- 注 1 交付規程第 3 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 事業の内容を変更する場合には、様式第 1 の別紙 1 に変更後の内容を記載して添付すること。
 - 3 経費の配分を変更する場合には、様式第 1 の別紙 2 に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

公益財団法人日本交通公社
会長 末永 安生 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

令和元年度国立公園等資源整備事業費補助金
（野生動物観光促進事業）中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）間接補助金の交付に係る交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 4 中止（廃止）後の措置

- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第1の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

番 号
年 月 日

公益財団法人日本交通公社
会長 末永 安生 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

令和元年度国立公園等資源整備事業費補助金
（野生動物観光促進事業）遅延承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）の遅延について、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）間接補助金の交付に係る交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び計画変更後の補助事業の完了予定期日

- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
- 2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。
 - 3 「2 遅延に係る金額」については、その金額とともに、事業費と事務費の内訳を記載すること。

令和元年度国立公園等資源整備事業費補助金
(野生動物観光促進事業) 事業計画等変更決定通知書

補助事業者

令和 年 月 日付け第 号で申請又は報告のあった、国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)による補助事業計画については、国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)間接補助金の交付手続きに係る交付規程(以下「交付規程」という。)第 8 条第六号の規定により、下記の通り決定したので、通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人 日本交通公社 会長 末永 安生 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号(文書名)のとおりである。
- 2 変更後の補助事業の予定完了期日は、次の通りである。
令和 年 月 日
- 3 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、野生動物観光促進事業実施要領(平成 31 年 3 月 27 日 環自野発第 1903273 号)、国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)交付要綱(平成 31 年 3 月 27 日 環自野発第 1903273 号)及び交付規程に従わなければならない。
- 4 補助事業の実施にあたり、財団が補助事業者に対して行う指導は、次の通りである。

以上

様式第9（第8条第七号関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人日本交通公社
会長 末永 安生 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和元年度国立公園等資源整備事業費補助金
（野生動物観光促進事業）遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）の遂行状況について、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）間接補助金の交付に係る交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第七号の規定により下記のとおり報告します。

記

補助対象経費 の区分	交付決定額 (円)	実施額 (円)	遂 行 状 況
合 計			

- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 様式第9は参考書式である。補助事業者は第8条第六号による報告を求められた場合、本様式に加えて随時必要な項目を報告すること。

公益財団法人日本交通公社
会長 末永 安生 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

令和元年度消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）について、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）間接補助金の交付に係る交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第十一号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（交付規程第12条第1項による額の確定額）
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第 1 1 (第 8 条第十四号関係)

国立公園等資源整備事業費補助金
 (野生動物観光促進事業) 取得財産等管理台帳
 (令和元年度)

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

- 注 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)間接補助金の交付に係る交付規程第 8 条第十五号に規定する処分制限額以上の財産とする。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、区分して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第12（第11条第1項関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人日本交通公社
会長 末永 安生 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

令和元年度国立公園等資源整備事業費補助金
（野生動物観光促進事業）完了実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）を完了（中止・廃止）しましたので、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）間接補助金の交付に係る交付規程（以下「交付規程」という。）第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（令和 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 2 補助事業の実施状況
別紙1のとおり
- 3 補助金の経費実績
別紙2のとおり
- 4 その他参考資料
 - ・領収書
 - ・事業の成果及び効果を示した資料
 - ・事業の実施状況をまとめた資料

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

事業実施報告書

事業名		
担当者名：所属・氏名		連絡先：
事業内容		
事業内容	目標の達成状況	
	成果	※交付規定別紙1の4.を参考に記載すること。記載した内容がわかる資料を添付すること。
	効果	
	今後の展望・対応方法等	

※頁数の規定はありません。

経費実績

(単位：円)

交付決定内容		経費実績			(6) 補助金以外の 収入額
(1) 補助対象経費 の区分	(2) 交付決定額	(3) 流用増減額	(4) 補助対象経費 の額 (2) + (3)	(5) 補助金所要額 = (4)	
合 計					

(7) 改 補助金所要額 (5) - (6)	(8) 補助金受領済 額	(9) 過不足額 (8) - (7)	備考

様式第13（第11条第2項関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人日本交通公社
会長 末永 安生 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

令和元年度国立公園等資源整備事業費補助金
（野生動物観光促進事業）年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）の令和 年度における実績について、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）間接補助金の交付に係る交付規程（以下「交付規程」という。）第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（令和 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 2 補助事業の実施状況
別紙1のとおり
- 3 補助金の経費実績
別紙2のとおり
- 4 その他参考資料
 - ・領収書
 - ・事業の成果及び効果を示した資料
 - ・事業の実施状況をまとめた資料

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

事業実施報告書

事業名		
担当者名：所属・氏名		連絡先：
事業内容		
事業内容	目標の達成状況	※交付規定別紙1の4.を参考に記載すること。記載した内容がわかる資料を添付すること。
	成果	
	効果	
	今後の展望・対応方法等	

※頁数の規定はありません。

経費実績

(単位：円)

交付決定内容		経費実績			(6) 補助金以外の 収入額
(1) 補助対象経費 の区分	(2) 交付決定額	(3) 流用増減額	(4) 補助対象経費 の額 (2) + (3)	(5) 補助金所要額 = (4)	
合 計					

(7) 改 補助金所要額 (5) - (6)	(8) 補助金受領済 額	(9) 過不足額 (8) - (7)	備考

令和元年度国立公園等資源整備事業費補助金
（野生動物観光促進事業）交付額確定通知書

補助事業者

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）については、令和 年 月 日付け 第 号の完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）間接補助金の交付に係る交付規程（以下「交付規程」という。）第12条の規定により通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人 日本交通公社 会長 末永 安生 印

記

確 定 額 金 円

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ずる。

公益財団法人日本交通公社
会長 末永 安生 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

令和元年度国立公園等資源整備事業費補助金
（野生動物観光促進事業）精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）の精算払を受けたので、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）間接補助金の交付に係る交付規程（以下「交付規程」という。）第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
2 請求金額の内訳

（単位：円）

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①－②

- 3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

様式第16（第15条第1項関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人日本交通公社
会長 末永 安生 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

令和元年度国立公園等資源整備事業費補助金
（野生動物観光促進事業）事業継続実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）の令和 年度における実績について、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）間接補助金の交付に係る交付規程（以下「交付規程」という。）第15条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の実施状況
別紙のとおり

- 2 その他参考資料
 - ・事業の成果及び効果を示した資料
 - ・事業の実施状況をまとめた資料

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

事業継続実績報告書

事業名		
担当者名：所属・氏名		連絡先：
事業内容		
事業内容	目標の達成状況	
	成果	※交付規定別紙1の4.を参考に記載すること。記載した内容がわかる資料を添付すること。
	効果	
	今後の展望・対応方法等	

※頁数の規定はありません。